

「金融サービス仲介業の利活用に向けた要望」に関するアンケート調査結果
(取りまとめ)

2026年10月19日

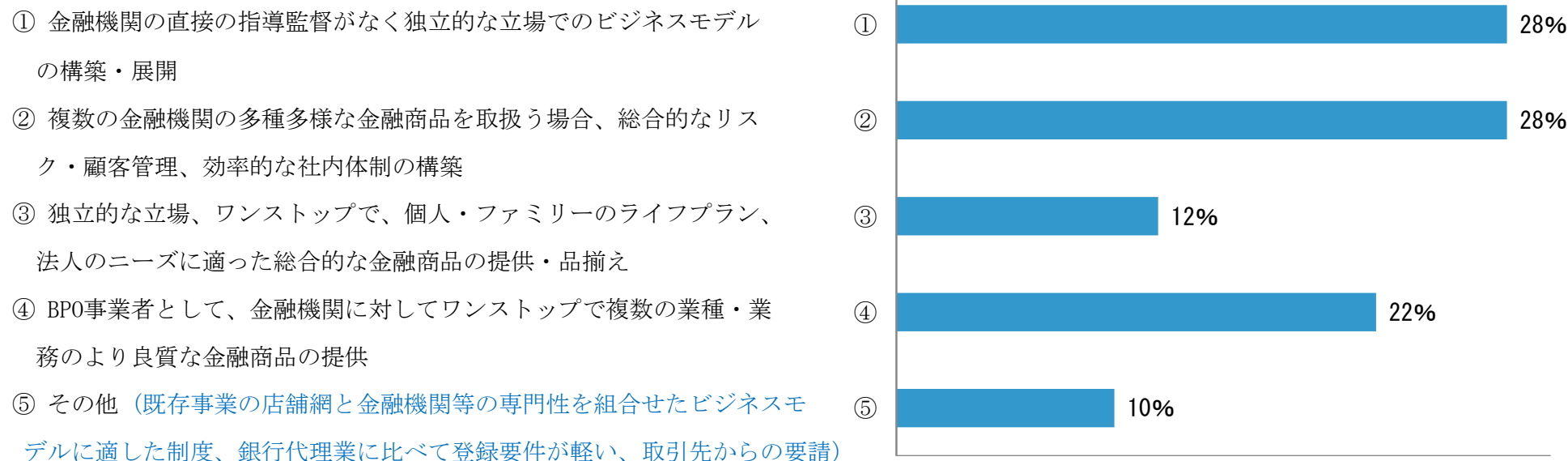
一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

本協会は、別紙「[金融サービス仲介業の利活用に向けた要望](#)」の実現のため、2026年7月6日（月）から同年8月7日（金）にWebアンケート調査を実施しました。次のとおり、46者（事業者・個人）、1,102件（延べ）の意見・要望、ご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

本アンケート調査により、金融サービス仲介業の利活用、顧客の利用、事業者の参入の拡大に向けて、**金融商品・サービスの取扱い範囲の拡大及び金融サービス仲介業者に対する規制の見直しが課題として改めて確認・認識されました**。本協会は、引き続き、本要望事項の実現に向け、全力を挙げて取組みを進めてまいります。

I. 金融サービス仲介業制度（全般）

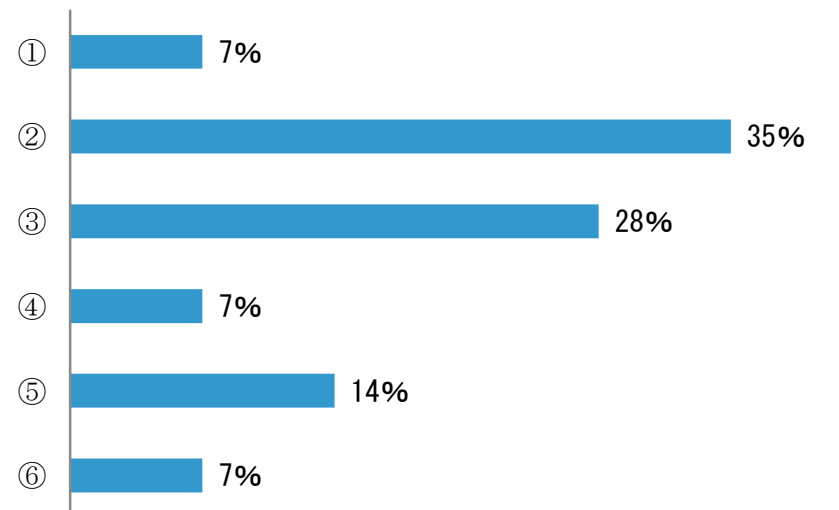
Q 1 既存の仲介業ではなく、金融サービス仲介業（以下「金サ業」という。）を選択した理由（複数回答）【回答34社・50件】



- ・ 金サ業の選択理由として、事業者等（回答者）の28%が「独立的なビジネスモデルの構築・展開」、28%が「総合的なリスク・顧客管理、効率的な社内体制の構築」、22%が「BPO事業者としてワンストップでの良質な金融商品の提供」と回答。
- ・ 「ワンストップでの総合的な金融商品の提供・品揃え」が12%と低いのは、Q 2以降の回答からみて、保険商品や個人向けカードローンなど金融商品の取扱制限があることが主な要因として考えられます。

Q 2 既存の仲介業を選択した理由（複数回答）【回答8社・14件】

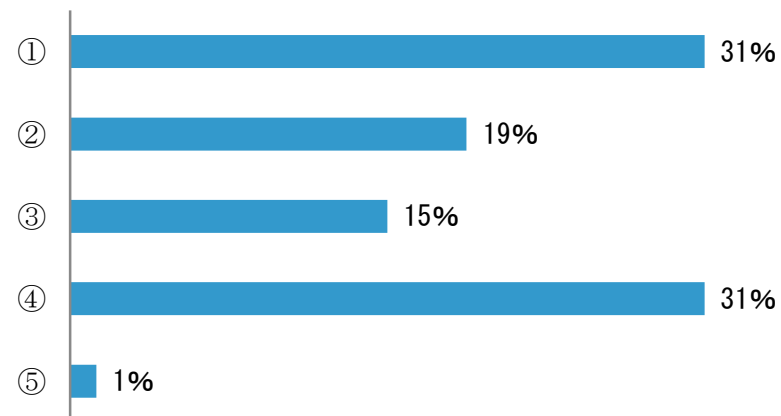
- ① 金融サービス仲介業者（以下「金サ業者」という。）に金融商品を提供する金融機関が少ない
- ② 金融商品が多く充実
- ③ 金融機関からの商品説明資料・システムの提供、社員教育・資格取得の支援等が充実
- ④ 保証金の供託がない。「三つの防衛線」の各部門の整備、業務経験者の配置など体制整備の負担が軽い
- ⑤ 代申制度により当局への登録・届出のサポートがあり負担が少ない
- ⑥ その他（当時金融サービス仲介業制度がなかった）



既存の仲介業を選択した理由として、事業者等の35%が「金融商品が多く充実」、28%が「金融機関からの支援等が充実」と回答。

Q 3 金サ業において、顧客の利用、事業者の参入が進んでいない原因（複数回答）【回答36社・76件】

- ① 金融商品が限られている
- ② 金サ業者に金融商品を提供する金融機関が少ない
- ③ 銀行や証券会社、保険会社、資金移動業者、クレジットカード等とのAPI連携が進んでいない
- ④ 保証金の供託、「三つの防衛線」の各部門の設置、業務経験者の配置など体制整備の負担が重い
- ⑤ その他（BPO業務であっても、いわゆる「名乗り」義務がある）



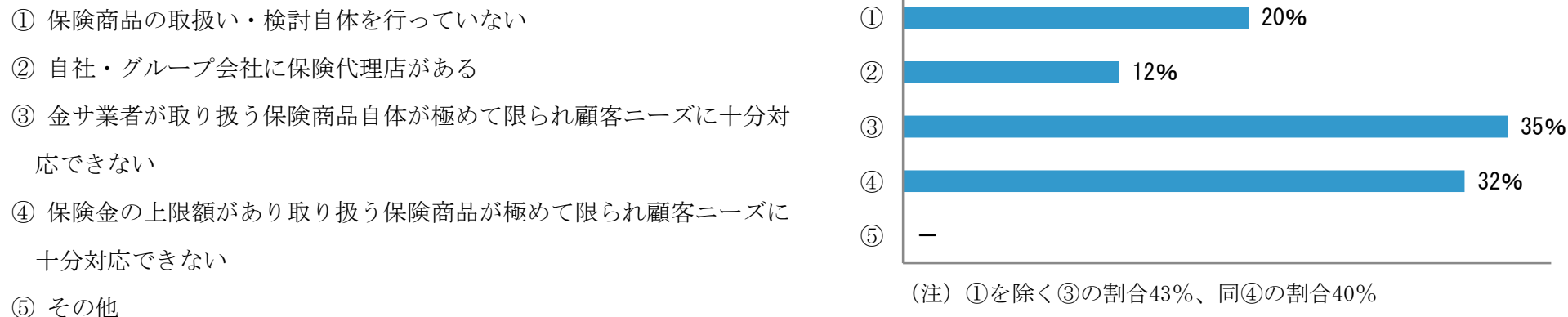
金サ業への参入が進んでいない原因として、事業者等の31%が「金融商品が限られている」、31%が「体制整備の負担が重い」と回答。

Ⅱ. 要望事項

Ⅱ－１ 金融商品・サービスの取扱い範囲の拡大

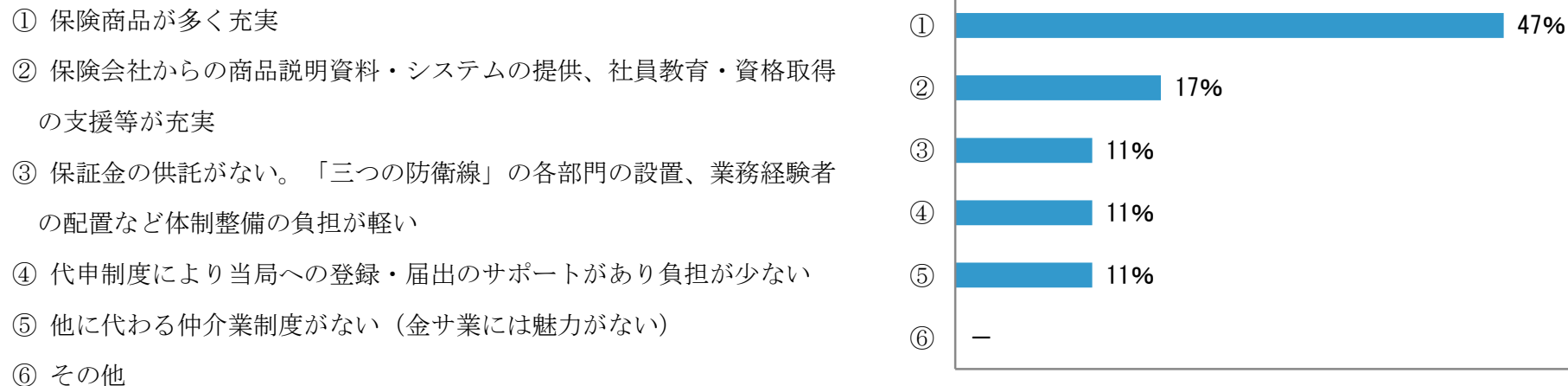
１. 保険媒介業務（保険分野）

Ｑ４ 金サ業（保険媒介業務）を登録・検討しなかった理由（複数回答）【回答23社・40件】



金サ業を登録しなかった理由として、事業者等の43%が「③取り扱う保険商品自体」、40%が「④保険金の上限額」をあげて保険商品が極めて限られ、顧客ニーズに十分対応できないと回答。③及び④を理由とする事業者等12者、③のみ1社、④のみ1社。

Ｑ５ 保険代理店を選択した理由（複数回答）【回答9社・17件】

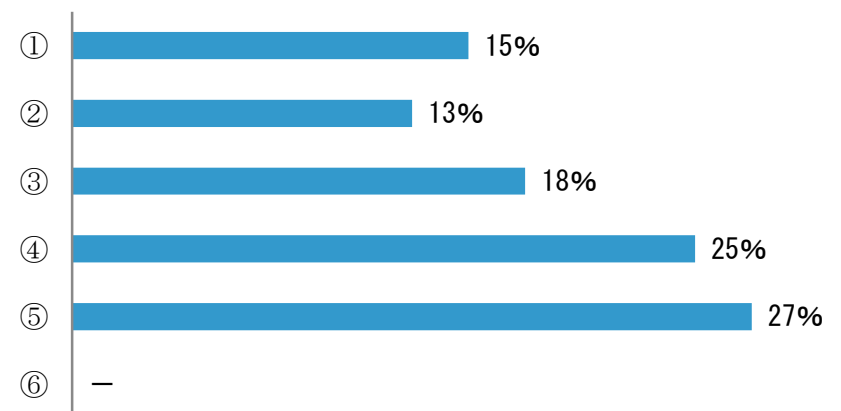


保険代理店を選択した理由として、事業者等の47%が「保険商品が多く充実」と回答。

Q 6 顧客ニーズがある保険商品は何か（複数回答）【回答20社・44件】

- ① 変額保険・変額年金保険
- ② 外貨建保険・外貨建年金保険
- ③ 終身保険（死亡保険）
- ④ 火災保険（建物に係る火災保険、火災保険に付帯・加入する地震保険）
- ⑤ 法人・個人事業主向け保険（注）
- ⑥ その他

（注）例えば、企業向け火災保険、サイバー保険、会社役員賠償責任保険（D&O保険）、団体長期障害所得補償保険（GLTD）、金サ業者の顧客を対象とした組込型保険、キャンセル保険、スマホ補償保険など



顧客ニーズがある保険商品は、事業者等の27%が「法人・個人事業主向け保険」、25%が「火災保険」と回答。

※ Q6①から⑤の保険商品は、現在、金融サービス仲介法制において取扱いが認められていない保険商品。

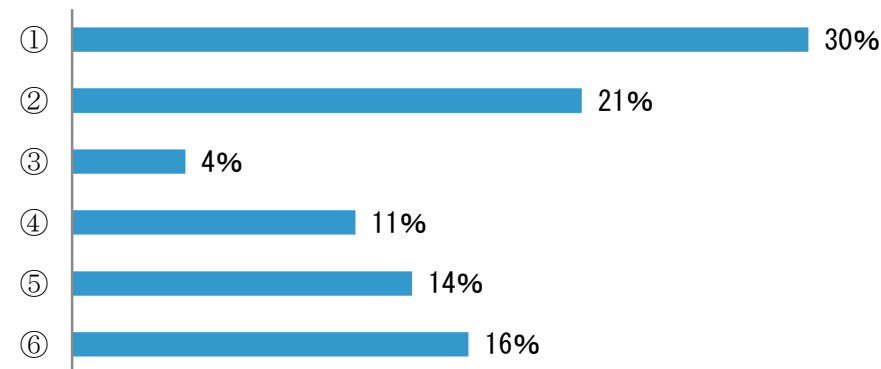
Q 7 保険金の上限額が撤廃又は引き上げられた場合、顧客ニーズがある保険商品は何か（6 つまで）

Q 8 Q 7 を踏まえ、保険金の上限額は、どの程度の金額であれば、個人・ファミリーのライフプランに適った保険商品の提案が可能

1. 生命保険

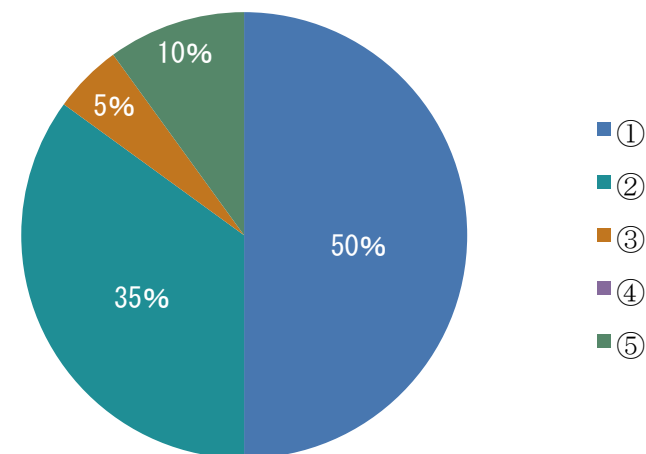
(1) 顧客ニーズがある保険商品【回答19社・42件】

- ① 死亡保険（定期）
- ② 定期保険
- ③ 養老保険
- ④ 収入保障保険
- ⑤ 学資保険・こども保険
- ⑥ 個人年金保険



(2) 保険金の上限額（現行：1,000万円）【回答19社・20件】

- ① 撤廃
- ② 1 億円
- ③ 5,000万円
- ④ 3,000万円
- ⑤ その他（5,000万円に引上げ後に段階的に撤廃、一律の金額ではなく「被保険者が扶養者の場合は年収の15倍程度、被扶養者の場合は1,000万円まで」とすべき）

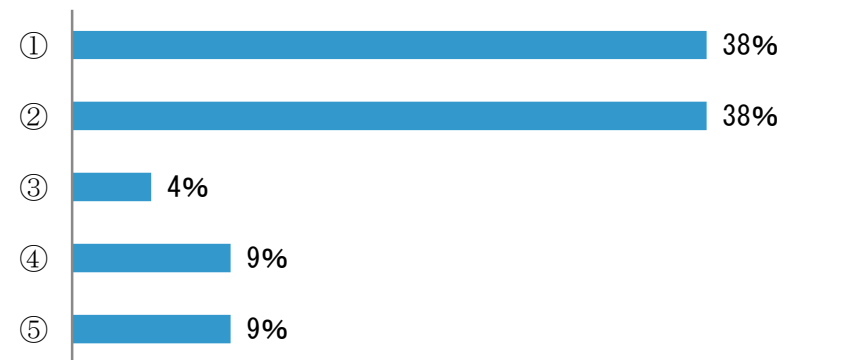


- 顧客ニーズがある生命保険は、事業者等の30%が「死亡保険（定期）」、21%が「定期保険」と回答。
- 保険金の上限額の撤廃又は引上げ額は、事業者等の50%が「撤廃」、35%が「1 億円」、5%が「5,000万円」と回答。

2. 第三分野保険

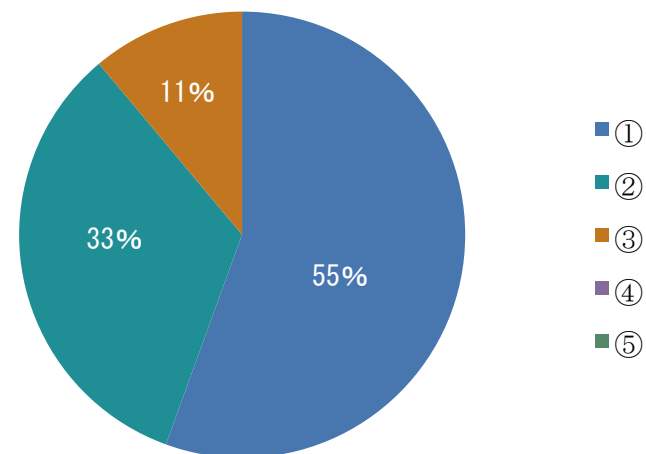
(1) 顧客ニーズがある保険商品【回答19社・21件】

- ① 医療保険
- ② がん保険
- ③ 傷害保険
- ④ 介護保険
- ⑤ 就業不能保険



(2) 保険金の上限額（現行：600万円）【回答18社・18件】

- ① 撤廃
- ② 1億円
- ③ 5,000万円
- ④ 3,000万円
- ⑤ その他

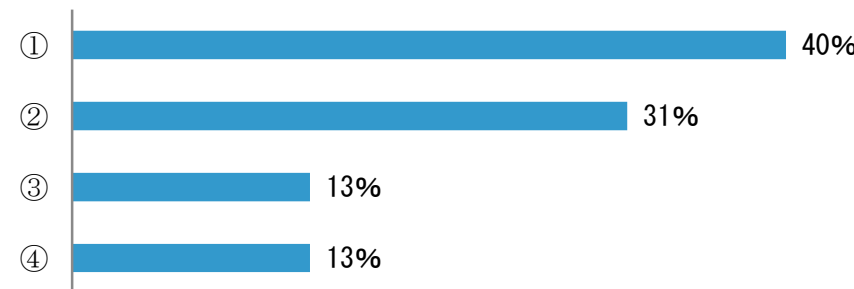


- ・ 顧客ニーズがある第三分野保険は、事業者等の38%が「医療保険」、38%が「がん保険」と回答。
- ・ 保険金の上限額の撤廃又は引上げ額は、事業者等の55%が「撤廃」、33%が「1億円」、11%が「5,000万円」と回答。

3. 損害保険

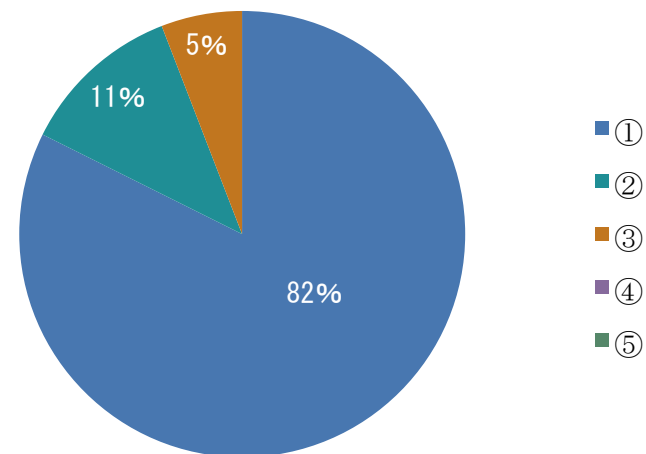
(1) 顧客ニーズがある保険商品【回答19社・22件】

- ① 火災保険（家財保険）
- ② 自動車保険
- ③ 個人賠償責任保険
- ④ 旅行保険



(2) 保険金の上限額（現行：2,000万円）【回答17社・17件】

- ① 撤廃
- ② 1億円
- ③ 5,000万円
- ④ 3,000万円
- ⑤ その他

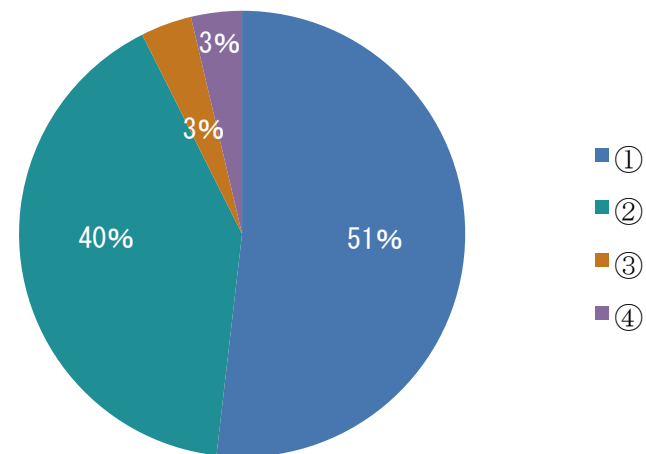


- ・ 顧客ニーズがある損害保険は、事業者等の40%が「火災保険（家財保険）」、31%が「自動車保険」と回答。
- ・ 保険金の上限額の撤廃又は引上げ額は、事業者等の82%が「撤廃」、11%が「1億円」、5%が「5,000万円」と回答。

2. 預金等媒介業務（銀行分野）

Q 9 個人向けカードローンの取扱いの解禁、多重債務問題が生じるとの指摘について、どう考えますか【回答27社・27件】

- ① 顧客ニーズがあり解禁に賛成
- ② 広告・勧誘規制、適合性確認、対象顧客の限定など適切な顧客保護措置を前提に解禁に賛成
- ③ 顧客ニーズは乏しく、多重債務問題への懸念が大きく解禁に反対
- ④ その他（審査機能が働くか疑問）

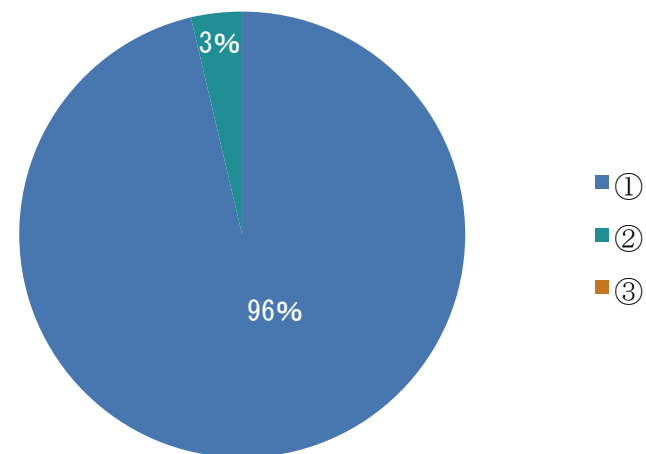


事業者等の51%が「解禁に賛成」、40%が「適切な顧客保護措置を前提に解禁に賛成（合わせると92%）」と回答。

Q10 外貨預金の取扱制限の撤廃（注）【回答27社・27件】

- ① 顧客ニーズがあり為替リスクは認識されており撤廃に賛成
- ② 顧客ニーズは乏しく為替リスクがあり撤廃に反対
- ③ その他

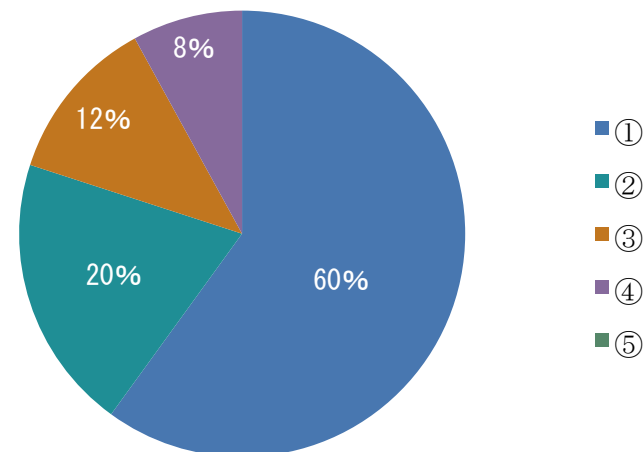
（注）外貨のまま出金、送金ができるものに取扱いが制限されている。



事業者等の96%が「取扱制限の撤廃に賛成」と回答。

Q11 媒介先金融機関への「政府関係金融機関」の追加、事業者向け貸付に係る制限の撤廃【回答25社・25件】

- ① 政府関係金融機関のローン商品及び事業者向け貸付商品のいずれも顧客ニーズがある
- ② 少なくとも政府関係金融機関のローン商品は顧客ニーズがある
- ③ 少なくとも事業者向け貸付商品は顧客ニーズがある
- ④ いずれも顧客ニーズは乏しい
- ⑤ その他

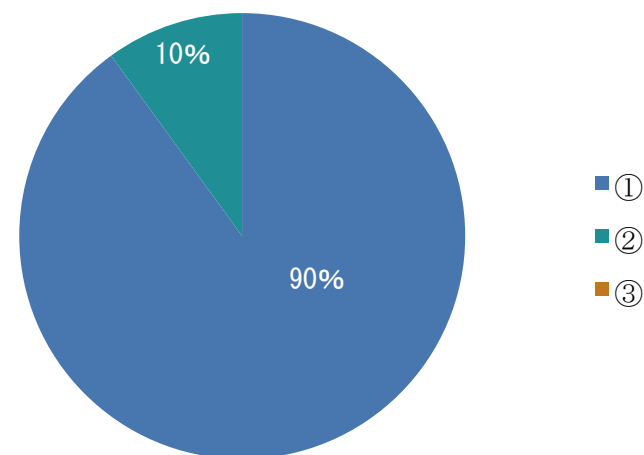


事業者等の80%が「政府関係金融機関のローン商品は顧客ニーズがある（①と②の合計）」、72%が「事業者向け貸付商品は顧客ニーズがある（①と③の合計）」と回答。

3. 有価証券等仲介業務（証券分野）

Q12 貸付型ファンドの取扱いの解禁【回答20社・20件】

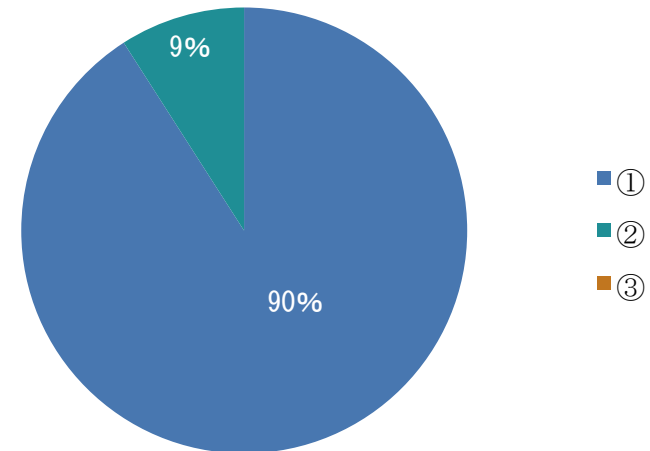
- ① 顧客ニーズがあり解禁に賛成
- ② 顧客ニーズは乏しく解禁には反対
- ③ その他



事業者等の90%が「取扱いの解禁に賛成」と回答。

Q13 取り扱うセキュリティトークンの拡大【回答22社・22件】

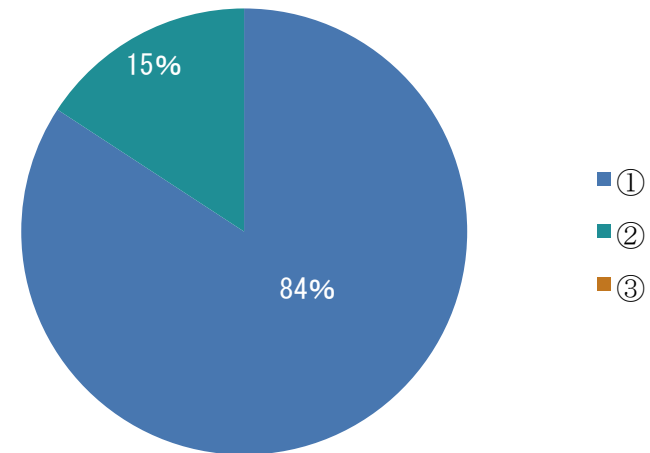
- ① 顧客ニーズがあり拡大に賛成
- ② 顧客ニーズは乏しく拡大には反対
- ③ その他



事業者等の90%が「拡大に賛成」と回答。

Q14 投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介に係る取扱制限の撤廃【回答19社・19件】

- ① 顧客ニーズがあり撤廃に賛成
- ② 顧客ニーズは乏しく撤廃には反対
- ③ その他



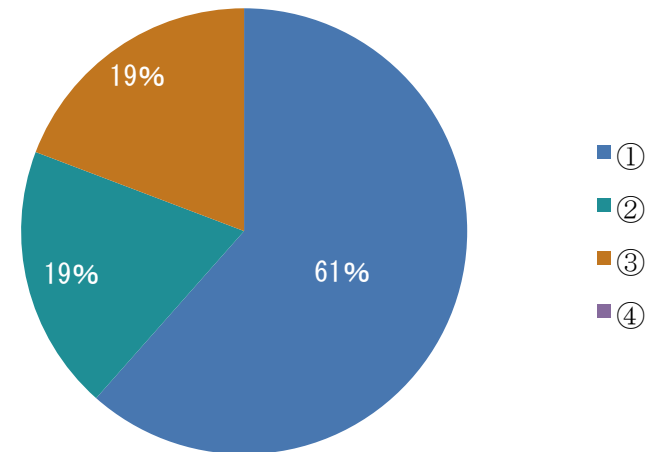
事業者等の84%が「取扱制限の撤廃に賛成」と回答。

4. 信託媒介業務の追加、信託商品の取扱いの解禁

Q15 業務の種別への「信託媒介業務」の追加、信託商品（元本補填付きの合同運用指定金銭信託及び実績配当型の金銭信託）の取扱いの解禁

【回答26社・26件】

- ① 信託商品は顧客ニーズがあり 2 つの金銭信託に限らず広く解禁すべき
- ② 少なくとも 2 つの金銭信託は顧客ニーズがあり解禁すべき
- ③ 現時点では顧客及び事業者のニーズは乏しく解禁には慎重であるべき
- ④ その他



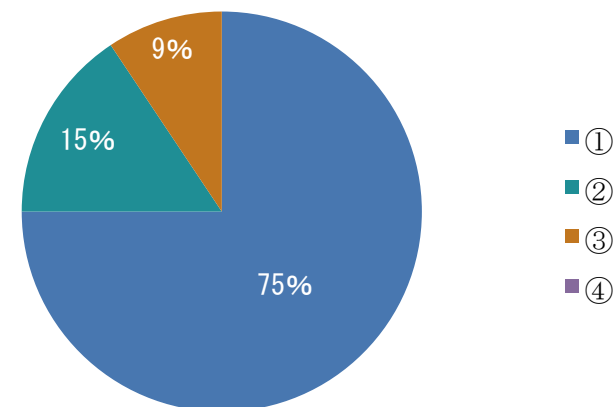
事業者等の61%が「2つの金銭信託に限らず広く解禁すべき」、19%が「2つの金銭信託は解禁すべき（合わせると80%）」と回答。

Ⅱ－２ 金融サービス仲介業者に対する規制の見直し

１．顧客情報の利活用の促進

Q16 顧客情報の業務横断的な利活用に係る顧客同意要件（手続面を含む。）の在り方の見直し【回答32社・32件】

- ① 現行規制（あらかじめ、顧客から書面その他の適切な方法による顧客の同意を得なければならない）が業務上の支障・負担となっており見直しが必要
- ② 支障・負担は一定程度あるが見直しの範囲又は方法は慎重な検討が必要
- ③ 支障・負担は限定的であり現状維持で差し支えない
- ④ その他

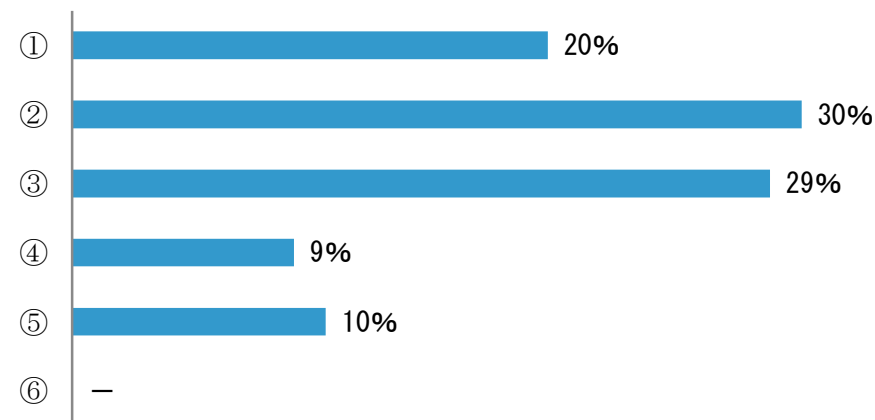


事業者等の75%が「見直しが必要」、15%が「見直しの範囲・方法は慎重な検討が必要（合わせると90%）」と回答。

２．銀行や証券会社等とのAPI連携の推進

Q17 銀行、証券会社、保険会社、資金移動業者、クレジットカード等と事業者のAPI連携が進んでいない原因（複数回答）【回答30社・75件】

- ① 金融機関がそもそもAPIを提供していない
- ② API接続のビジネス交渉・セキュリティチェック・契約が難しい
- ③ APIの仕様が標準化されてなく開発投資が難しい
- ④ APIの機能が顧客ニーズを満たしてなく接続メリットが乏しい
- ⑤ 証券会社や、保険会社、資金移動業者、クレジットカードではAPIによるデータ提供に係る努力義務が課されていない
- ⑥ その他

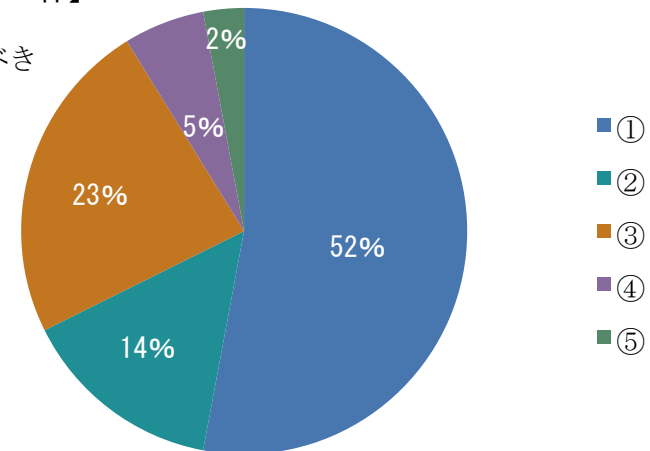


事業者等の30%が「API接続のビジネス交渉・セキュリティチェック・契約が難しい」、29%が「APIの仕様が標準化されてなく開発投資が難しい」と回答。

3. 保証金の供託義務の緩和

Q18 保証金の供託義務の免除（金融機関指向型の金サ業者に限る。）【回答34社・34件】

- ① 金サ業者全般に保証金の供託は過重で金融機関との損失分担代替手段を認めるべき
- ② 金融機関指向型の金サ業者に限り金融機関との損失分担代替手段を認めるべき
- ③ 支障・負担は感じるがどの代替手段が適切かは判断が難しい
- ④ 現行の保証金供託義務を維持すべき
- ⑤ その他（保証委託契約、金融サービス仲介業者損害賠償責任保険契約の情報が少なく周知すべき）

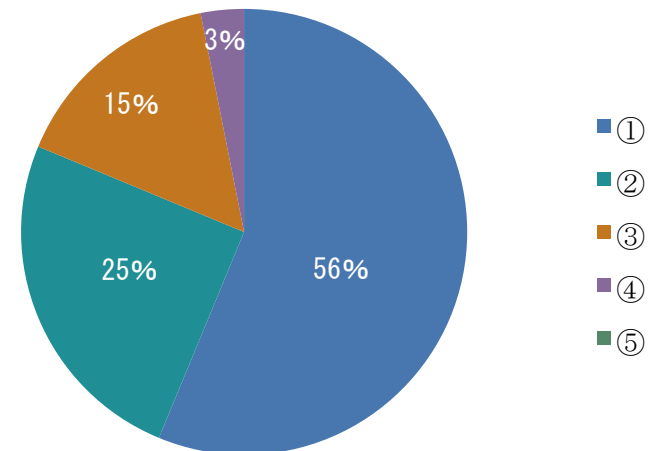


金融機関との損失分担代替手段について、事業者等の52%が「金サ業者全般に保証金の供託は過重で認めるべき」、14%が「金融機関指向型の金サ業者に限り認めるべき（合わせると67%）」と回答。

4. 顧客への情報提供義務の緩和

Q19 顧客からの求めに応じた手数料等の開示義務の撤廃（金融機関指向型の金サ業者に限る。）【回答32社・32件】

- ① 実務上の負担・影響が大きく見直し又は撤廃が必要
- ② 金融機関指向型の金サ業者に限るなど一定の範囲で見直し又は簡素化を行うべき
- ③ 負担感・影響はあるがどの範囲で見直すかは判断が難しい
- ④ 現行の開示義務を維持すべき
- ⑤ その他

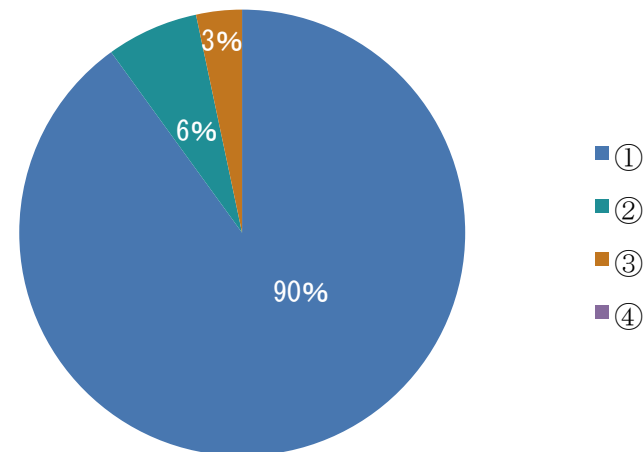


事業者等の56%が「実務上の負担・影響が大きく見直し又は撤廃が必要」、25%が「金融機関指向型の金サ業者に限るなど一定の範囲で見直し又は簡素化を行うべき（合わせると81%）」と回答。

5. 顧客交付書面の交付の見直し(1)

Q20 契約締結前交付書面（前書面）の交付義務の撤廃（証券会社等が交付を行った場合に限る。）【回答30社・30件】

- ① 業務上の支障・負担となっており見直しが必要
- ② 支障・負担は一定程度あるが見直しの範囲又は方法は慎重な検討が必要
- ③ 支障・負担は限定的であり現状維持で差し支えない
- ④ その他

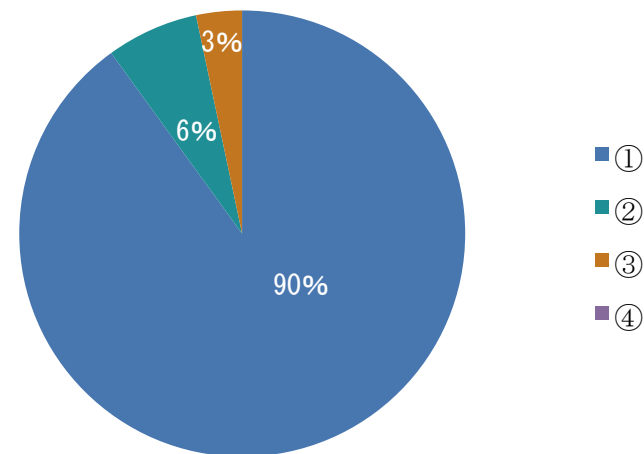


事業者等の90%が「業務上の支障・負担となっており見直しが必要」と回答。

6. 顧客交付書面の交付の見直し(2)

Q21 契約締結時交付書面（時書面）の交付義務の撤廃【回答31社・31件】

- ① 業務上の支障・負担となっており見直しが必要
- ② 支障・負担は一定程度あるが見直しの範囲又は方法は慎重な検討が必要
- ③ 支障・負担は限定的であり現状維持で差し支えない
- ④ その他



事業者等の90%が「業務上の支障・負担となっており見直しが必要」と回答。

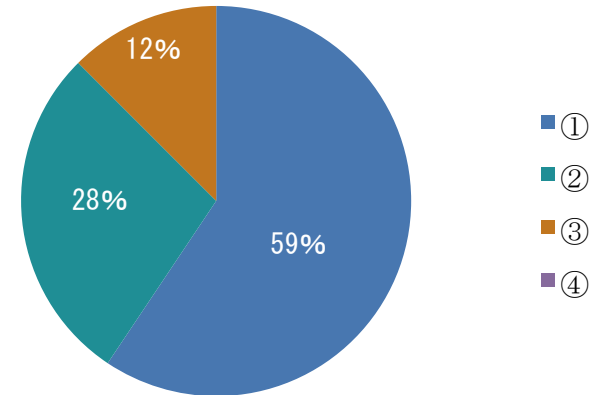
7. 金サ業者の体制整備の柔軟化

7-1 人材の確保の緩和

Q22-1 預金等媒介業務（銀行分野）の法令等遵守統括責任者及び法令等遵守責任者の配置の負担が大きいとの指摘について、どう考えますか

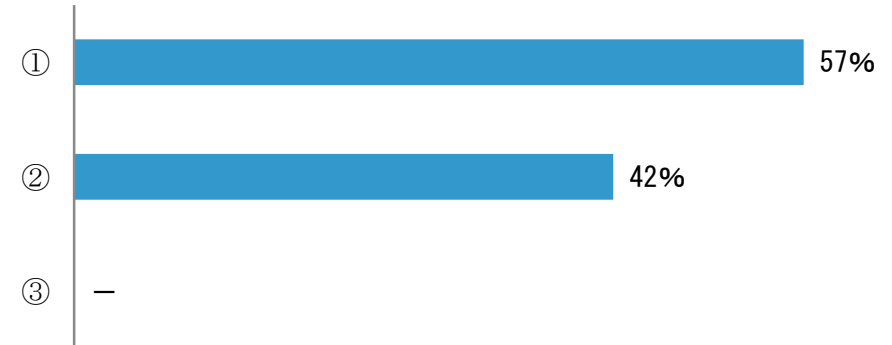
【回答32社・32件】

- ① これら責任者の配置要件が業務上の支障・負担となっており見直しが必要
- ② 支障・負担は一定程度あるが見直しの範囲又は方法は慎重な検討が必要
- ③ 支障・負担は限定的であり現状維持で差し支えない
- ④ その他



Q22-2（Q22-1で①又は②と回答された方）支障・負担があると感じるのは何か（複数回答）【回答27社・40件】

- ① 貸付媒介業務を行うにあたってはこれら責任者に貸付け業務経験が求められる
- ② これら責任者は雇用関係にある者と限定されている（派遣又は委任は認められていない）
- ③ その他

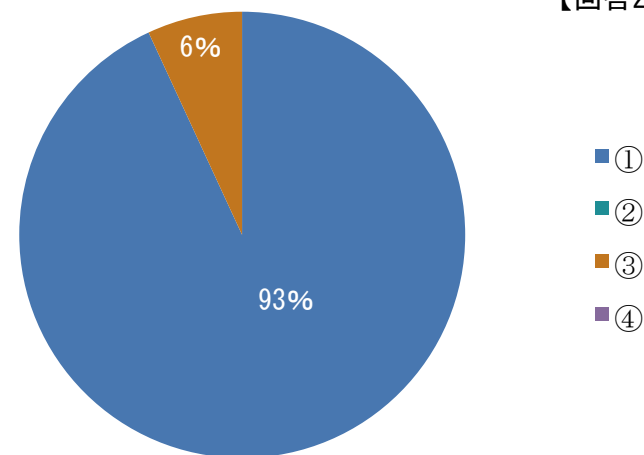


- ・ 法令等遵守統括責任者等の配置について、事業者等の59%が「見直しが必要」、28%が「見直しの範囲・方法は慎重な検討が必要（合わせると87%）」と回答。
- ・ 上記の回答者で支障・負担があると感じるのは、57%が「責任者に貸付け業務経験が求められる」、42%が「責任者は雇用関係にある者と限定されている」と回答。

Q23-1 貸金業貸付媒介業務（貸金分野）の役員及び営業所等の業務経験者の配置の負担が大きいとの指摘について、どう考えますか

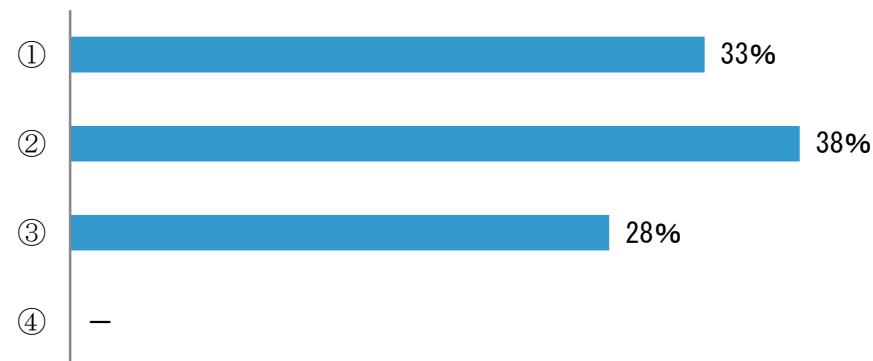
【回答29社・29件】

- ① 業務経験者の配置要件が業務上の支障・負担となっており見直しが必要
- ② 支障・負担は一定程度あるが見直しの範囲又は方法は慎重な検討が必要
- ③ 支障・負担は限定的であり、現状維持で差し支えない
- ④ その他



Q23-2（Q23-1で①又は②と回答された方）支障・負担があると感じるのは何か（複数回答） 【回答26社・60件】

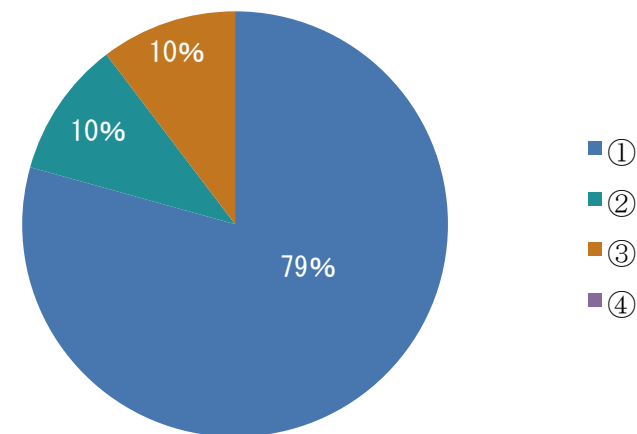
- ① 役員（取締役）の配置はコスト負担に加え会社全体の業務運営・ガバナンスに支障をきたす
- ② 役員の貸付け業務経験年数3年
- ③ 各営業所等に配置する役職員の貸付け業務経験年数1年
- ④ その他



- ・ 事業者等の93%が「業務上の支障・負担となっており見直しが必要」と回答。
- ・ 上記の回答者で支障・負担があると感じるのは、33%が「役員の配置はコスト負担に加え会社全体の業務運営・ガバナンスに支障」、38%が「役員の貸付け業務経験年数3年」、28%が「役職員の貸付け業務経験年数1年」と回答。

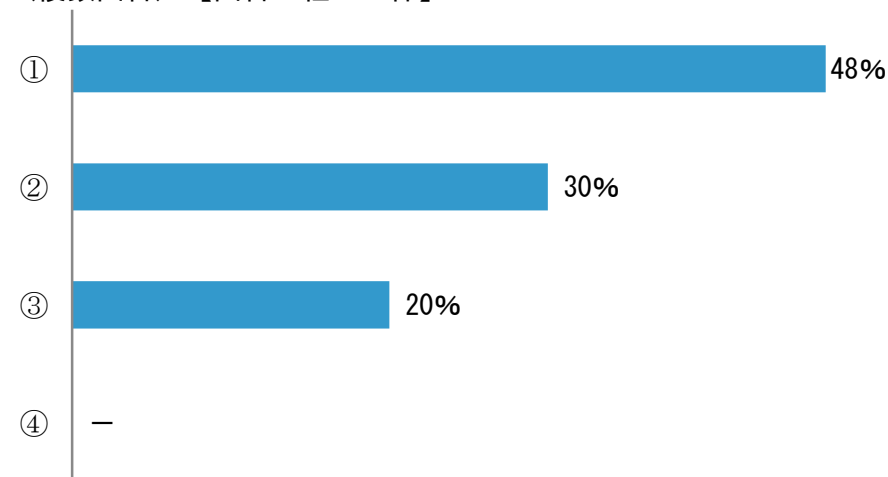
Q24-1 有価証券等仲介業務の役員は取締役とされ負担が大きい、会社全体の業務運営・ガバナンス態勢の構築に支障をきたすとの指摘について、どう考えますか【回答29社・29件】

- ① 役員の配置要件が業務上の支障・負担となっており見直しが必要
- ② 支障・負担は一定程度あるが見直しの範囲又は方法は慎重な検討が必要
- ③ 支障・負担は限定的であり現状維持で差し支えない
- ④ その他



Q24-2 (Q24-1で①又は②と回答された方) 見直しが必要と感じるのは何か(複数回答)【回答24社・39件】

- ① 大きな会社ほど、取締役は経営方針、経営計画、戦略目標及び統合的リスク管理態勢等の役割・責務を担っており、特定の業務(金サ業務)に係る法令等遵守・顧客管理の状況等は執行役員が担う業務運営・ガバナンス態勢が効果的・効率的
- ② 取締役の配置はコスト負担に加え会社全体の業務運営・ガバナンス態勢の構築に支障をきたす
- ③ 事故があったときに直ぐに代替できる取締役がいない
- ④ その他

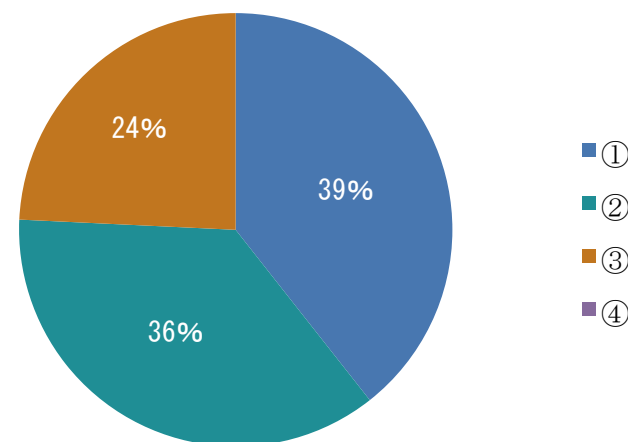


- ・ 役員について、事業者等の79%が「見直しが必要」、10%が「見直しの範囲・方法は慎重な検討が必要(合わせると89%)」と回答。
- ・ 上記の回答者で見直しが必要と感じるのは、48%が「大きな会社ほど執行役員が担う業務運営・ガバナンス態勢が効果的・効率的」、30%が「取締役の配置はコスト負担に加え会社全体の業務運営・ガバナンス態勢の構築に支障」、20%が「直ぐに代替できる取締役がいない」と回答。

7-2 「三つの防衛線」の下での組織運営体制の柔軟化

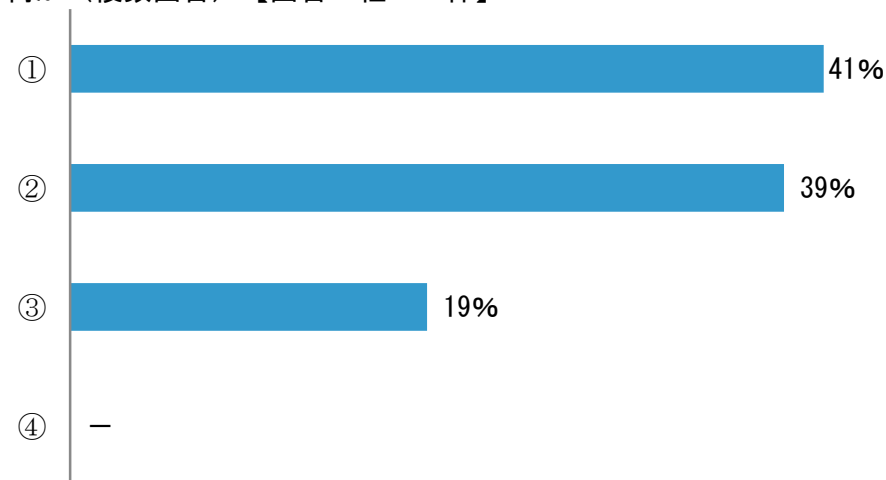
Q25-1 「三つの防衛線」の下、3部門（営業部門（第1線）、内部管理部門（第2線）及び内部監査部門（第3線））の設置等の負担が重いとの指摘について、どう考えますか【回答33社・33件】

- ① 第1線、第2線及び第3線の設置等は業務上の支障・負担となっており見直しが必要
- ② 支障・負担は一定程度あるが見直しの範囲又は方法は慎重な検討が必要
- ③ 支障・負担は限定的であり現状維持で差し支えない
- ④ その他



Q25-2（Q25-1で①又は②と回答された方）支障・負担があると感じるのは何か（複数回答）【回答26社・46件】

- ① 業務規模・内容・範囲及びリスク等からみて独立した内部管理部門及び内部監査部門の設置は負担が重い
- ② 内部管理部門及び内部監査部門それぞれの部門での専従者の配置は負担が重い
- ③ 金融機関に内部管理部門及び内部監査部門の業務を委託できない（明確ではない）
- ④ その他



- ・ 3部門の設置等について、事業者等の39%が「見直しが必要」、36%が「見直しの範囲・方法は慎重な検討が必要（合わせると75%）」と回答。
- ・ 上記の回答者で支障・負担があると感じるのは、第2線及び第3線について、41%が「業務規模・リスク等からみて独立した各部門の設置は負担が重い」、39%が「各部門での専従者の配置は負担が重い」、19%が「金融機関に各部門の業務を委託できない」と回答。

Ⅲ. 上記Ⅱの要望事項以外で、金融サービス仲介業の利活用に向けたご意見・ご要望について【11社・13件】

※ 青字は、いただいた意見・要望事項（一部調整）で、上記Ⅱと同趣旨のものは省略。

1. 保険媒介業務（保険分野）

- 乗合代理店との取扱商品の差が大きく、参入メリットが極めて少ない点に加えて、APIの普及も進んでいない。取扱商品に係るハードルを下げる対策を講じなければ、保険媒介業務への参入事業者、顧客の利用を増やすことは難しいと危惧。

2. 貸付媒介業務（銀行分野）

- 創業から数年以内の事業者の多くは日本政策金融公庫からの融資を希望するケースが多く、媒介先金融機関への政府関係金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫）の追加、事業者向け貸付に係る制限の撤廃は必須。
- スタートアップ企業、中小企業等の資金繰り支援等及び事業性融資の推進のため、民間金融機関を補完する政府関係金融機関の媒介先金融機関への追加（官民連携の促進・成長資金の供給拡大）及び事業者向け貸付に係る制限の撤廃は必須。
- 多くの小規模事業者が「金融機関に相談に行く時間がない」、「心理的ハードルが高い」といった必要な資金調達にアクセスしづらいという構造的な課題があり、事業者向け貸付に係る制限の撤廃を要望。
- 借り手への最適な住宅ローンの提案・媒介には、金サ法・金サ業者を活用した中立的・独立した住宅ローン媒介市場の形成が必要。

3. 有価証券等仲介業務（証券分野）

- 証券会社等への浸透、制度への理解を深めるため、周知・広報が必要。

4. 金融サービス仲介業者に対する規制の見直し

- 顧客の利便性を高めるため、顧客情報の利活用に係る顧客同意のデジタル化・一元管理や、金融機関等とのAPI仕様及びセキュリティ審査の標準化の検討、推進が必要。
- 顧客保護及び法令等遵守の確保を前提に、取扱商品のリスク、業務規模及び取扱件数等に応じて、責任者の兼務や外部委託等を含む柔軟な社内体制の容認。
- 小規模な会社では、「三つの防衛線」の各組織への役員等の責任者の配置は負担が大きく、兼務にならざるを得ない。

- 当局の登録の事前審査において、何をどのレベルまで必要か事前に明示されてなく、大量の質問票への対応に苦慮した。「三つの防衛線」は、小規模事業者にとって極めて負担が大きかった。銀行APIを使った銀行システムへの連携・人が介在しない限定した業務だが、人が業務を行う前提での社内規程等の整備が必要となり、質問票では細かな記載・回答が求められ膨大な時間を要した。

5. 金融機関指向型・BP0ベンダー

- 金融機関指向型の金サ業者は、顧客保護の確保を前提に、金融機関との契約上の責任分担、デジタル上の記録管理、モニタリング及び監査体制等に応じて、保証金の供託、取締役の配置、「三つの防衛線」に基づく専従体制及び顧客交付書面の交付等の規制が柔軟に適用されることを要望。
- 金融機関におけるBP0業務の受託のみを行う事業者（BP0ベンダー）は区分し、「金融機関指向型」として規制緩和を要望。
- BP0ベンダーについては、電話の際に顧客がとまどい混乱するケースがあり、金サ業者の商号、名称を明示しないことの容認。

以 上

【凡例】

- ・ 「『金融サービス仲介業の利活用に向けた要望』に関するアンケート調査結果」に基づき作成
- ・ 設問及び回答は一部要約
- ・ 青色の枠内：概要

【資料】

- （別紙） 金融サービス仲介業の利活用に向けた要望
- （参考） 「金融サービス仲介業の利活用に向けた要望」に関するアンケート調査結果
- （参考） 金融サービス仲介業の利活用に向けた取組み【概要】
- （参考） 「金サ法のいわゆる5年見直しに関する懇談会」報告書